

# 斜網地区廃棄物処理組合建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格事務処理要綱

## (趣旨)

第1条 組合が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等の契約」という。）に係る競争入札又は見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

## (資格基準の設定)

第2条 管理者は、審査年の前年12月に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その都度定めるものとする。

2 政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示は、斜網地区廃棄物処理組合公告式条例（令和8年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

## (資格の審査及び有効期間)

第3条 管理者は、工事等の契約に係る入札等に参加しようとする者の資格の有無について審査するものとする。

2 資格の審査は、入札参加資格審査基準（別表1）に基づき資格審査会の審議を得て管理者が決定する。

3 前項の審査は、原則として、定期の申請により行うものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、随時の申請により行うものとする。

4 定期の申請により行う資格の審査は、隔年制とし、請負業者が請負を希望する会計年度の前年度に行い、その有効期間は、2か年度とする。また、それ以外の中間の年度に行う資格の審査の有効期間及び随時の申請により行う資格の審査の有効期間は、隔年度ごとの定期の申請により行う資格の審査の有効期間の末日までとする。

## (資格審査の申請)

第4条 資格審査の申請は、一般財団法人北海道建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下「システム」という。）による電子申請により受け付ける。

- 2 前項の申請があったときは、センターが申請書類の不備や脱漏がないかを確認する形式審査を実施した後にこれを受理し、センターから申請者へ形式審査の完了を通知する。
- 3 前項の形式審査において、必要書類に不備や脱漏がある場合は、原則として申請を受理しない。

(審査結果登録及び結果の公表)

第5条 第4条第2項による形式審査を通過した者について、組合にて資格審査を行い、資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定する。資格者は、次の各号に分類し登録する。

- (1) 管内業者 管内に本店、本社又は主たる営業所を有する者
- (2) 準管内業者 管内に支店又は営業所を有し、事業活動を行い、かつ従業員を雇用する者
- (3) 管外業者 前2号に掲げる者以外の者

2 管理者は、資格者について競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成するものとし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名（資格者が法人である場合は、その名称）
- (2) 登録業種の種類
- (3) その他必要と認める事項

3 審査結果の公表は組合ホームページにより行う。

(資格の再審査)

第6条 資格者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、センターを通して管理者に再審査の申請をすることができる。

- (1) 資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、分割、譲渡により移転されたとき。
- (2) 個人事業主である資格者が、事業継承や法人へ変更するなど、組織に変更を生じたとき。
- (3) 協業組合等である資格者が、その構成員（資格者である組合員に限る。）を変更したとき。
- (4) 資格者が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。

2 前項の規定による再審査の申請は、センターが指定する様式に、センターが必要と定める書類を添付し行うものとする。

3 前項の再審査の申請があった場合は、センターによる形式審査後に、資格審査会の審議を経て、その可否を決定する。

4 再審査の結果、資格を承継した者は、承継前の者が指名停止等の措置を受けていた場合は、指名停止等の措置は承継されたものとみなす。

(登録内容変更届)

第7条 資格者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、センターを通して管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 代表者に変更があったとき。
- (3) 受任者に変更又は廃止があったとき。
- (4) 本店（主たる営業所）の所在地に変更があったとき。
- (5) 受任先営業所の名称又は所在地に変更があったとき。
- (6) 本店（主たる営業所）の電話番号又はFAX番号に変更があったとき。
- (7) 受任先営業所の電話番号又はFAX番号に変更があったとき。
- (8) 建設業の許可及びその他の登録に関する事項に変更又は更新（単なる更新の場合を含む。）があったとき。
- (9) 経営事項審査に変更又は更新があったとき。
- (10) 技術職員数又は資格等保有者数に変更があったとき。
- (11) 資本金に変更があったとき。
- (12) 舗装プラントの所在地又は鋼橋上部の製作工場の所在地に変更があったとき。
- (13) 実印又は使用印に変更があったとき。
- (14) 資本関係又は人的関係に変更があったとき。
- (15) 入札参加資格の一部を取り下げたいとき。

2 前項の規定による届出は、センターが指定する様式に、センターが必要と定める書類を添付し、システムにより行うものとする。

3 管理者は、前項の規定による届出について、センターにおける形式審査及び組合における審査を経てこれを受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

(資格の喪失等)

第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者の資格は喪失するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することになったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、これらを取り消されたとき。

2 管理者は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないことと決定したとき及び前項の規定により資格者の資格が喪失したときは、当該資格者に対し、その旨を文書により通知するとともに、速やかに有資格者名簿を整理するものとする。

(指名停止)

第9条 管理者は、資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が別に定める指名停止基準に該当したときは、当該資格者について、当該事実のあった日から起算して2年を超えない範囲内において、指名を停止することができる。

- 2 前項の指名停止を決定する際は、資格審査会の審議を得て、管理者が決定する。
- 3 前項の指名停止基準及びその事務処理は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月3日から適用する。

## 別表1（第3条関係）

### 入札参加資格審査基準

#### 1 審査内容

- (1) 参加しようとする入札等に付されている事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とする者にあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（個人は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用していないこと。
- (5) 次の社会保険等に加入している者であること。

##### ① 健康保険

健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

##### ② 厚生年金保険

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

##### ③ 雇用保険

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

#### 2 申請に必要な基準年数の取扱

##### (1) 建設工事について

- ① 審査基準日現在において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上、当該建設業を営んでいること。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りではない。
- ② 有効期限内の最新の経営規模等評価結果通知書において①に係る完成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設については組合内業者に限り、また、管理者が特に認める場合は完成工事高の有無は問わないものとする。

##### (2) 測量・建設コンサルタント等業務について

審査基準日において、希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間はその事業の売上高を有していること。